

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年1月8日
【四半期会計期間】	第62期第1四半期（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）
【会社名】	株式会社島忠
【英訳名】	SHIMACHU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡野 恭明
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号
【電話番号】	048（851）7711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 折本 和也
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号
【電話番号】	048（851）7711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 折本 和也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期累計期間	第62期 第1四半期累計期間	第61期
会計期間	自 2019年9月1日 至 2019年11月30日	自 2020年9月1日 至 2020年11月30日	自 2019年9月1日 至 2020年8月31日
営業収益 (百万円)	38,337	37,795	153,540
経常利益 (百万円)	2,558	2,514	10,094
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,718	1,721	6,422
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	16,533	16,533	16,533
発行済株式総数 (千株)	42,609	42,609	42,609
純資産額 (百万円)	188,813	183,266	181,584
総資産額 (百万円)	238,759	234,380	237,346
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	40.43	44.20	156.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	50.00
自己資本比率 (%)	79.1	78.2	76.5

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益は、「売上高」と「不動産賃貸収入」を合計しております。

3 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

5 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の抑制により景気は、急速に悪化し極めて厳しい状況となりました。個人消費の回復の兆しもみられるものの、新型コロナウイルス感染症の感染者数が再度増加傾向にあるなど依然として予断を許さない状況が続いております。

小売業界におきましては、顧客のライフスタイルの多様化による消費行動の変化や、業種業態の垣根を超えた競争の激化により、一段とめまぐるしい変化が続いております。さらにEコマースや個人間のリユース売買など、リアル店舗以外での消費の拡大が加速しており、当社を取り巻く環境は依然として厳しいものとなりました。

このような状況のもと当社は、お客様にご来店していただくことが最重要であると考え、各地域ごとに異なるお客様のニーズに対応できるよう、既存店の改装、テナントの導入、フランチャイズ加盟による新業態の導入等を行い来店客数の増加に取り組んでまいりました。

これらの結果、営業収益は377億9千5百万円（前年同四半期比1.4%減）、営業利益は23億7千6百万円（前年同四半期比0.2%減）、経常利益は25億1千4百万円（前年同四半期比1.7%減）、四半期純利益は17億2千1百万円（前年同四半期比0.2%増）となりました。

なお、当社は、住関連用品販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の資産の部は2,343億8千万円となり、前事業年度末に比べ29億6千6百万円減少しました。これは主に、現金及び預金が54億4千3百万円減少し、有形固定資産「その他」に含まれる建設仮勘定が19億7千5百万円増加したことによるものです。

負債の部は、511億1千3百万円となり、前事業年度末に比べ46億4千7百万円減少しました。これは主に、短期借入金が50億円減少したことによるものです。

純資産の部は、1,832億6千6百万円となり、前事業年度末に比べ16億8千1百万円増加しました。これは主に、利益剰余金が17億2千1百万円増加したことによるものです。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

3【経営上の重要な契約等】

(株式会社ニトリホールディングスとの経営統合契約の締結等)

当社は、2020年11月13日付「株式会社ニトリホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との間の経営統合契約の締結に関するお知らせ」において公表しているとおり、同日開催の当社取締役会において、株式会社ニトリホールディングス(以下、「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、公開買付者との間で経営統合契約(以下、「本統合契約」といいます。)を締結することを決議いたしました。当該決議に基づき、当社は、2020年11月13日、公開買付者との間で本統合契約を締結いたしました。なお、上記当社取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

本公開買付けは、本統合契約に従い、2020年11月16日から2020年12月28日まで実施され、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式30,009,772株の応募があり、買付予定数の下限(19,477,600株)以上となり、本公開買付けが成立したことから、応募株式全ての買付け等を行う旨の報告を受けました。この結果、2021年1月6日付で、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。本公開買付けの詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

また、本統合契約においては、2020年11月13日付「株式会社ニトリホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との間の経営統合契約の締結に関するお知らせ」において公表しているとおり、本公開買付け後の当社と公開買付者との間の業務提携等に関し、大要以下の事項について合意しております。

(a) 本公開買付け後の業務提携等の内容

- ・当社及び公開買付者は、本経営統合によるシナジーを最大限発揮するため、本公開買付けに係る決済開始日以降、所定の事項について業務提携を実施するものとし、公開買付者は、公開買付者グループ各社をして当該事項を実施させるものとする。

(b) 統合推進委員会

- ・本経営統合の円滑な実施のため、本公開買付けの決済開始日をもって、当社及び公開買付者がそれぞれ指名する者によって構成する統合推進委員会を設置し、以後、同委員会において、本経営統合に必要な情報の共有を行うとともに、当社の5か年事業計画(以下「5か年事業計画」という。)、公開買付者グループと当社との間のシナジーの創出に係る提携事項その他本経営統合の実施に係る事項を協議、決定する。

(c) 当社の経営体制

- ・5か年事業計画の内容について決定した場合、その達成に向けて合理的な範囲内で最大限努力を行う。
- ・5か年事業計画の対象期間並びに当社の経営及び業務の継続性等を勘案し、本公開買付けの決済開始日後少なくとも5年間、当社の業務執行取締役について現行の体制を維持し、その任用条件についても現行の条件をベースに誠実に協議の上合理的に定める。
- ・本公開買付けの決済開始日後合理的な範囲で速やかに、公開買付者が別途指名する者3名を新たに当社の取締役とする。
- ・本公開買付けの決済開始日後合理的な範囲で速やかに、当社の代表取締役社長である岡野恭明氏を新たに公開買付者の取締役とするとともに、その他の当社の業務執行取締役4名を新たに公開買付者の執行役員とする。

(d) 当社の従業員の雇用及び雇用条件の維持

- ・本公開買付けの決済開始日後少なくとも5年間、基本的に、当社の従業員の雇用を維持するとともに、当該従業員の雇用条件について本統合契約締結日時点の水準を下回らないようにする。
- ・公開買付者グループにおいて、当社の従業員との間の人材交流(転勤を含む。)を進める場合には、当社の従業員の意向を適切に配慮する。

(e) 当社の商号等

- ・本公開買付けの決済開始日以降も、当社の商号を変更せず、また、当社の商標及びブランドを維持する。
- ・本公開買付けの決済開始日以降、当社の店舗の統廃合を行う場合には、誠実に協議し、合意の上で行う。

(f) 当社の本店所在地

- ・本公開買付けの決済開始日後当面の間、当社の本店所在地を変更しない。

(g) 事前協議及び事前承諾事項

- ・当社は、本公開買付けの決済開始日後、一定の重要事項につき決定する場合には、事前に決定又は実施すべき事項につき公開買付者と協議のうえ、公開買付者の書面による承諾を取得する(なお、公開買付者は、かかる承諾を不合理に拒絶、留保、遅滞又は条件付けしない。)。但し、当社株式が上場されている間は、当社においてその取締役の善管注意義務に基づき合理的に必要と判断する作為・不作為が制限されるものではない。

(h) 情報の相互共有体制に関する事項

- ・本公開買付けの決済開始日後、当社と公開買付者グループとの間で、それぞれの事業に関する各種情報を相互に連絡及び共有できる体制の構築を協議し、決定する。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	178,781,799
計	178,781,799

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年1月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	42,609,104	42,609,104	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株であります。
計	42,609,104	42,609,104	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年9月1日～ 2020年11月30日	-	42,609	-	16,533	-	19,344

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,653,800	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,900,800	389,008	同上
単元未満株式	普通株式 54,504	-	同上
発行済株式総数	42,609,104	-	-
総株主の議決権	-	389,008	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式17株が含まれております。

【自己株式等】

2020年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 株式会社島忠	埼玉県さいたま市中央区 上落合8丁目3番32号	3,653,800	-	3,653,800	8.58
計	-	3,653,800	-	3,653,800	8.58

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間までの役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,193	6,749
受取手形及び売掛金	8,401	7,642
有価証券	7,821	7,791
商品及び製品	18,961	20,477
その他	4,820	3,984
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	52,196	46,644
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	67,845	67,198
土地	95,483	95,483
その他(純額)	3,196	5,135
有形固定資産合計	166,526	167,817
無形固定資産	510	499
投資その他の資産		
その他	18,209	19,491
貸倒引当金	96	72
投資その他の資産合計	18,113	19,419
固定資産合計	185,150	187,735
資産合計	237,346	234,380
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,343	23,760
短期借入金	5,000	-
未払法人税等	1,959	913
賞与引当金	827	401
事業構造改革引当金	94	85
その他	9,158	10,515
流動負債合計	40,382	35,677
固定負債		
退職給付引当金	3,793	3,821
資産除去債務	7,380	7,388
その他	4,205	4,227
固定負債合計	15,378	15,436
負債合計	55,761	51,113

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,533	16,533
資本剰余金	19,344	19,344
利益剰余金	156,398	158,120
自己株式	10,220	10,236
株主資本合計	182,056	183,761
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	471	495
評価・換算差額等合計	471	495
純資産合計	181,584	183,266
負債純資産合計	237,346	234,380

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)
売上高	36,630	36,043
売上原価	24,182	23,444
売上総利益	12,447	12,598
営業収入		
不動産賃貸収入	1,706	1,752
営業総利益	14,154	14,351
販売費及び一般管理費	11,771	11,974
営業利益	2,382	2,376
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	21	26
受取手数料	35	36
自動販売機手数料	44	44
その他	100	52
営業外収益合計	204	161
営業外費用		
支払利息	-	1
投資事業組合運用損	2	2
支払賃借料	16	9
租税公課	-	7
その他	9	2
営業外費用合計	28	23
経常利益	2,558	2,514
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	-	1
特別利益合計	-	1
特別損失		
固定資産除売却損	11	2
災害による損失	14	-
特別損失合計	25	2
税引前四半期純利益	2,533	2,513
法人税等	814	791
四半期純利益	1,718	1,721

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症による影響に関する前提について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)
減価償却費	1,192百万円	1,174百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年11月28日 定時株主総会	普通株式	1,700	40.00	2019年8月31日	2019年11月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2019年10月11日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月31日に自己株式5,280,000株の消却を行いました。この結果、当第1四半期累計期間において利益剰余金及び自己株式が163億2千9百万円減少し、当第1四半期会計期間末において利益剰余金が1,537億7千8百万円、自己株式が3億1千4百万円となっております。

当第1四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)

当社は、住関連用品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)

当社は、住関連用品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	40円43銭	44円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,718	1,721
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,718	1,721
普通株式の期中平均株式数(千株)	42,507	38,954

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式会社ニトリホールディングスによる当社株式に対する公開買付けについて)

当社は、2020年11月13日付「株式会社ニトリホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との間の経営統合契約の締結に関するお知らせ」において公表しているとおり、同日開催の当社取締役会において、株式会社ニトリホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。なお、上記当社取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

本公開買付けは、2020年11月16日から2020年12月28日まで実施され、2020年12月29日付「株式会社ニトリホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」において公表しているとおり、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式30,009,772株の応募があり、買付予定数の下限（19,477,600株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、応募株式全ての買付け等を行う旨の報告を受けました。この結果、2021年1月6日付で、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。

1. 公開買付者の概要

名称	株式会社ニトリホールディングス	
所在地	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼最高執行責任者（COO） 白井 俊之	
事業内容	グループ会社の経営管理、並びにそれに付帯する業務	
資本金	13,370百万円（2020年8月20日現在）	
設立年月日	1972年3月3日	
連結純資産	608,139百万円（2020年8月20日現在）	
連結総資産	744,994百万円（2020年8月20日現在）	
大株主及び持株比率 (2020年8月20日現在)	株式会社ニトリ商事	18.40%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6.15%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.53%
	公益財団法人似鳥国際奨学財団	3.54%
	株式会社北洋銀行	3.41%
	似鳥昭雄	3.02%
	似鳥百百代	2.72%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1.91%
	日本生命保険相互会社	1.82%
全国共済農業協同組合連合	1.78%	
当社と公開買付者の関係		
資本関係	公開買付者は、当社株式100株を所有しております。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

2. 本公開買付けの概要

(1) 買付け等の期間

2020年11月16日（月曜日）から2020年12月28日（月曜日）まで（30営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金5,500円

(3) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(4) 決済の開始日
2021年1月6日(水曜日)

3. 異動前後における公開買付者の所有する議決権の数及び議決権所有割合
株式会社ニトリホールディングス

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合計対象分	合計	
異動前		1個 (0.00%)		1個 (0.00%)	
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	300,098個 (77.04%)		300,098個 (77.04%)	第1位

(注)「議決権所有割合」の計算においては、当社が2020年11月27日に提出した第61期有価証券報告書に記載された2020年8月31日現在の発行済株式総数(42,609,104株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(3,653,817株)を控除した株式数(38,955,287株)に係る議決権の数(389,552個)を分母として計算(小数点以下第三位を四捨五入)しております。

4. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式30,009,772株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て(ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、当社が2020年11月13日に公表した「株式会社ニトリホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との間の経営統合契約の締結に関するお知らせ」の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、公開買付者が当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得するための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。その結果、当社株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年1月8日

株式会社島忠

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 秀 敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筑 紫 徹 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社島忠の2020年9月1日から2021年8月31日までの第62期事業年度の第1四半期会計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島忠の2020年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、株式会社ニトリホールディングスは会社の普通株式に対する公開買付けを行った。その結果、2021年1月6日付で、株式会社ニトリホールディングスは、新たに会社の親会社に該当することとなった。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。